



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 雇用保険に新しい制度ができると聞きました。短い働き方でも合算すれば雇用保険に入れるとすれば良い制度ですが、実際に上手く運用できるのか心配です。

A 新しい制度の名前は「雇用保険マルチジョブホルダー制度」と言い 2022 年 1 月 1 日から開始されます。高齢者で短い時間働いている方でも雇用保険に入ってもらおうという制度です。対象者は

- ①複数の事業所に雇用される 65 歳以上の労働者
- ②2 つの事業所(1 つの事業所の 1 週間の所定労働時間が 5 時間以上 20 時間未満)の労働時間を合計して 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ③2 つの事業所のそれぞれの雇用見込みが 31 日以上であること

雇用保険の手続きは事業主が行いますが、このマルチジョブホルダー制度では「マルチ高齢被保険者」本人がハローワークに行き手続きをすることが必要です。雇用保険加入後は本人の都合で加入を辞める事(任意脱退)はできません。万一、被保険者の間に死亡した場合は事業主が行うことになっています。

例えば、3ヶ所で働くこともあると思いますが、次のような手続きとなります。

事業所 A 週所定労働時間 15 時間

事業所 B 週所定労働時間 8 時間

事業所 C 週所定労働時間 6 時間

A と B 合計で 23 時間ですので、本人が A 社 B 社より資格取得に必要な書類をもらい、手続きをする。この場合 C 社の書類は不要。

仮に B 社を退職した場合は、一旦 A 社と B 社の喪失手続きをし、改めて A 社と C 社の加入手続きをします。

B 社も C 社も辞めて合算しても 20 時間にならない場合は加入できませんから加入手続きは不要です。(B 社と C 社各々の喪失手続きはしてください)

今までは短い時間のパートで数社を掛け持ちして働いた場合でも雇用保険に加入できませんでしたが、

本人がハローワークに行き手続きをするということは、それ相応のメリットがあるからですね。

加入のメリットは

- ①失業給付を受けることができる。

失業給付は 30 日分又は 50 日分の一時金

離職の日以前 1 年間に 11 日以上働いた日が 6 ヶ月以上の勤務実績があること(11 日に満たない場合は 80 時間以上)

- ②育児休業給付・介護休業給付・教育訓練給付も対象となる。

ただし、次の点に注意が必要です。

- ①本人が加入の申出を行った日から被保険者となるため、遡って被保険者とはならない。
- ②「マルチ高齢被保険者」となった日から雇用保険料の納付義務が発生する。

※本人が加入の手続きをしたくても事業主が証明等を行わない場合は、ハローワークから事業主に対して確認をすることが決められています。

資格取得手続きに必要な確認資料としては以下の通りですので、ご協力をお願いいたします。

- ①賃金台帳、出勤簿(直近 1 ヶ月分)
- ②労働者名簿
- ③雇用契約書
- ④労働条件通知書、雇入通知書
- ⑤役員、事業主と同居している親族及び在宅勤務者等と言った労働者性の判断を要する場合は別途資料が必要。

また、喪失届にも①～③の確認資料が必要です。

- ①賃金台帳、出勤簿(離職票希望ありは 12 ヶ月、希望なしは 1 ヶ月)
- ②労働者名簿
- ③離職理由のわかる資料 などです。

高齢者が多い会社は事務量が増えますね。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980